

2026年度 町田市立町田第四小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

- (1) いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決に当たる。
- (2) 教職員の言動や態度が幼児・児童・生徒に大きな影響力をもつことを十分に認識する。
- (3) いじめ問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域社会が連携して解決に当たる。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜に指導を行う。
- (5) 家庭や地域社会に対していじめ問題の重要性の認識を広め、連携していじめ問題の解決を図る。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

いじめを未然に防ぐために、人権教育や心の教育の推進、体験的な活動やコミュニケーション活動を重視して進める。

(1) いじめについての授業（年3回）を実施する。

道徳や学級活動の時間に、身近な題材を用いていじめについての授業を行う。

ビデオ教材や具体的事例を活用し、どのような行為がいじめに当たるのか、自分や友達がされたらどうするかを考えさせる。

(2) 言葉遣いの徹底を図る。

時と場に応じた適切な言葉遣いをする事、「～さん」付けで呼ぶことを全校で徹底し、相手を尊重する心を日常の言葉遣いから育てる。

(3) 町四人権プロジェクトに取り組む。

- ① 学年で人権教育に関わる課題を明確にし、年間を通じた取組を行う。
- ② 児童一人一人に、いじめのない学校にするための行動宣言をさせる。

(4) 体験的な活動・コミュニケーションの活動を重視する。

他者とかかわる体験、目標をもち達成に向けた努力をする経験、互いのよさを認め合う活動、異学年交流活動を計画的に行う。

(5) 校内環境や教職員の人権感覚の向上に努める。

- ① 生活指導の重点目標（あいさつ・そうじ・言葉遣い）についての指導を徹底・継続する。
- ② 教室や廊下、壁面、昇降口などの校内環境について点検を日常的に行う。
- ③ 教職員間で互いの言動についての評価・改善を定期的に行う。
- ④ 研修を通じて、教師の人格感覚を磨く。

(6) 家庭や地域との連携を強める。

- ① いじめ防止やいじめの対応についての学校の基本方針について、保護者や地域関係者に発信しておく。
- ② 学校支援地域理事、学校サポーター、民生児童委員、学習ボランティア、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーとの情報交換を密に行う。
- ③ セーフティ教室、情報モラルに関する授業、PTA講演会等でいじめの問題について取り上げ、意識の向上を図る。

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

いじめを未然に防ぐために、人権教育や心の教育の推進、体験的な活動やコミュニケーション活動を重視して進める。

(1) アンケートを実施する。

〈アンケートの種類〉

- ・全学年対象「心のアンケート」…月1回 町田市版
- ・5年生対象「スクールカウンセラーによるアンケート」…年1回

〈実施方法〉

- ・実施方法を全ての学級で統一し、児童が安心して回答できるようにする。
- ・「いじめ」は許してはいけないものであること、アンケートに書いた内容が他の児童の目に触れることはないことを伝えてから行う。

(2) 相談体制を強化する。

- ① 学級担任による個人面談を実施する。
- ② スクールカウンセラーによる5年生児童対象の全員面接を夏休みまでに行う
- ③ アンケートの結果により、気になる児童はすぐに面談を実施する。誰が担当するかは、関係者で検討する。
- ④ 保護者との個人面談を年2回実施する。

(3) いじめに関する校内研修を実施する。

生活指導全体会の機会を活用し、教職員を対象としたいじめに関する研修を実施する。教師一人一人がいじめに「気付く」力を向上させる。

(4) 「SOSの出し方に関する教育」についての授業を実施する

6年生を対象に、年間に一度実施する。「子供が現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために援助希求行動ができるようにすること」「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育を行う。

3 いじめから「守る」(早期対応)

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

いじめを発見したときは、組織全体で早期に適切な対応を行う。また、再発防止のために継続的に見守っていく。

(1) 事実の把握

① 速やかな報告の徹底

- ・情報を受けたり、発見したりしたものは、速やかに一報を入れる。
情報受信者・発見者 ⇒ 担任・学年主任 ⇒ 生活指導主任 ⇒ 副校長⇒校長
- ・情報受信者は、町四小「報・連・相シート」に記入して、再度報告する。
- ・副校長は、いじめ対応会議（第一次）の準備をする。

② いじめ対応チームによる会議（第一次）

いじめの事実確認を進めるための会議

〈構成〉

校長、副校長、生活指導主任、当該学級担任、当該学年主任、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

〈内容〉

- ・事実確認のための必要事項を整理する。
- ・聞き取りのための役割分担、聞き取りの方法を確認する。

③ 事実の把握

〈いじめを受けた児童への聞き取り〉

- 時間帯や場所に配慮し、複数の教職員で聞き取りを行う。
- これまでの相手との関係や過去の事実についても確認する。どのような気持ちを抱えてきたかを丁寧に聞き取る。
- 「絶対に守る」という意思を伝え、安心感をもたせる。
- 心のケアと併せて、登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。

〈いじめを行った児童への聞き取り〉

- いじめに至った経緯を理解しながら、行った事実について聞き取る。
- これまでの相手との関係や感情について、丁寧に聞き取る。
- いじめの行為が相手を苦しめたことに気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる。
- 行為を行った児童が複数いた場合は、複数の教員で同時に聞き取りを行う。

〈周囲の児童への聞き取り〉

- 状況に応じて、学年、学校体制を組み、同時に聞き取りを行う。

<情報提供者に対して>

○個人情報の扱いに注意し、情報提供者の秘密を守る。

④ 保護者に対して

○いじめの疑いがみられる状況について事実を正確に伝え、家庭での様子などについて情報を収集する。

○保護者と連携を図り、学校での聞き取りの計画と家庭での対応について十分に説明し、了承を得る。

(2) いじめへの組織的対応

① いじめ対応チームによる会議（第二次）

児童への具体的な対応、指導体制を決定するための会議

<構成>

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該学級担任、当該学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、巡回指導員、学校サポーター

<内容>

- ・聞き取った事実をもとにした今後の対応について、内容と役割を決める。
- ・学校全体で行うべき情報共有と対応の方法について確認する。

② 児童への対応

<いじめを受けた児童への対応>

○苦しさやつらさを理解し、味方であることを伝える。

○解決のための方法を具体的に知らせ、不安を除く。

○学校全体で支援することを伝え、今後の教師への報告や援助要請の方法について、約束ごとを決める。

<いじめを行った児童への対応>

○いじめの行為については毅然と指導し、いじめをやめさせる。

○いじめの背景を理解し、心の安定を図る。

○自分の行為が相手を苦しめたことに気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる。

<周りの児童への対応>

○いじめを受けた児童本人と保護者の了承を得て、学級や学年全体への指導を行う。

- ・見て見ぬふりは、いじめの助長になる。
- ・いじめやいじめの疑いを発見したら、すぐに教師や大人に知らせる。
- ・友達の言いなりになることなく、自らの意思で行動する。

○時間をおいて、アンケートや聞き取りを行い、状況を把握する。

③ 保護者への対応

○保護者とは、直にあって確認した事実関係を正確に伝える。

○今後の学校側の対応について説明し、理解を得る。

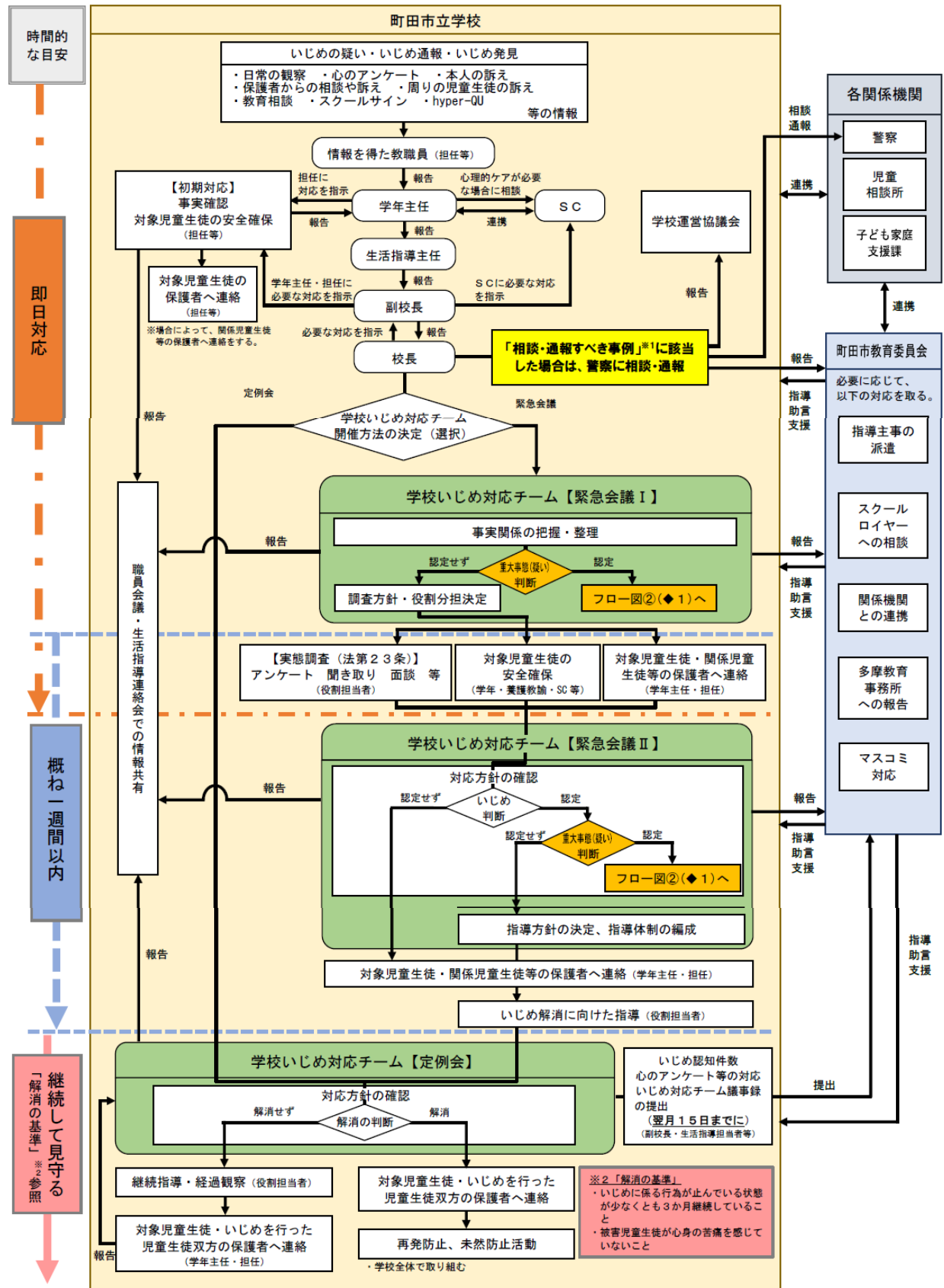
○継続して連絡をとり、信頼関係を築く。

④ 全教職員による情報共有と継続指導

○毎週の生活指導連絡会で、現在までの状況や指導内容、児童の様子を担当から報告し、全教職員で共有する。

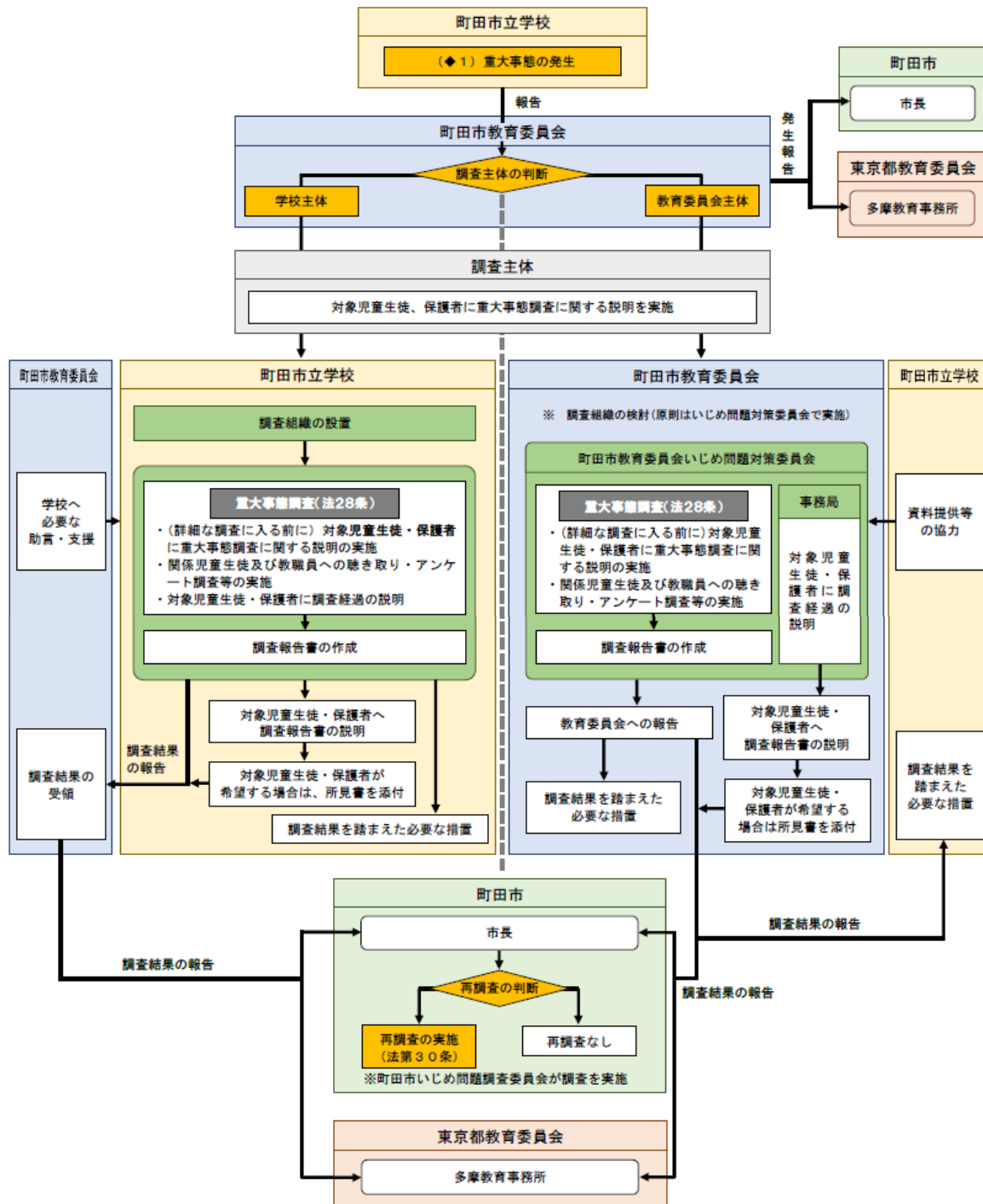
○担任、学年の教員、専科教員、養護教諭、スクールカウンセラーのそれぞれが、自分の立場からできる各児童への支援を行い、経過を報告し合う。

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ



※1 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(通知)文部科学省)

悪行 横行	ゲームや悪ふざけを繰り返して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンをはく。	自殺願望	同級生に対して「死ぬ」と言って嘔吐し、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
悪言 侮辱	感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けたりけがをさせる。	名誉棄損、侮辱	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不潔など悪口を書く。
強制的にいせ	断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。	児童ポルノ提供等	同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
恐喝	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)	元交際相手と別れた際に性的な写真・動画をインターネット上に公表する。
盗取	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。		
器物損壊等	自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。		
強要	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。		
脅迫	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。		



【重大事態とは】(法28条)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)

○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

〇いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

IV 町田第四小学校「いじめ対応チーム」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	()	副校長	()
生活指導主任	()	主幹教諭	()
養護教諭	()	スクール・カウンセラー	()
特別支援教育コーディネーター	()		
●年学年主任	()	●年学級担任	()
●年学年主任	()	●年学級担任	()

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

V 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
5月	学校いじめ防止基本方針の共通理解 いじめ重大事態の確認
7月	「ふれあい月間(6月)」学校チェックシートの振り返り 自殺防止研修
12月	「ふれあい月間(11月)」学校チェックシートの振り返り いじめ対応研修

V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	道徳	「はしのうえのおおかみ」（親切・思いやり）
	10月	道徳	「こころはっぱ」（友情・信頼）
	11月	学活	町四小人権宣言
	2月	道徳	「それっておかしいよ」（善悪の判断）
2年	4月	学活	学級の目標を決めよう
	10月	道徳	「おれたものさし」（善悪の判断）
	11月	学活	町四小人権宣言
	2月	道徳	「かくしたボール」（規則の尊重）
3年	4月	道徳	「やさしい人だいさくせん」（親切、思いやり）
	10月	道徳	「なかよしだから」（友情・信頼）
	11月	学活	町四小人権宣言
	2月	道徳	「たまちゃん大すぎ」（相互理解・寛容）
4年	5月	道徳	「話せば分かる」（相互理解・寛容）
	9月	総合的な学習の時間	福祉体験（車椅子・点字）
	11月	学活	町四小人権宣言
	1月	道徳	「バルバオの木」（生命の尊さ）
5年	6月	道徳	「どうすればいいんだ」（公正・公平・社会正義）
	9月	道徳	「そういうものに私はなりたい」（よりよく生きる喜び）
	11月	学活	町四小人権宣言
	2月	道徳	「最後のおくり物」（親切・思いやり）
6年	6月	道徳	「ばかじゃん」（友情・信頼）
	9月	道徳	「みんな一緒だよ」（親切・思いやり）
	11月	学活	町四小人権宣言
	1月	道徳	「言葉のおくりもの」（友情・信頼）